

令和 6 (2024) 年度版

[令和 5 (2023) 年度実績]

総合精神保健福祉センター所報

第 48 号

広島県立総合精神保健福祉センター

(パレアモア広島)

「パレアモア広島」は、昭和 62（1987）年に
現在地（安芸郡坂町）に移転したときにつけられた
愛称です。

パレアモア（parlez à moi）とは、
フランス語で「私に話しかけてください」という
意味です。

はじめに

令和5年度の広島県立総合精神保健福祉センターの事業実績について所報を作成しました。当センターの活動に御協力いただきました関係者の皆様に改めて深く感謝申し上げます。

当センターにおいては、「広島県保健医療計画」「広島県障害者プラン」「いのち支える広島プラン」「広島県依存症対策推進計画」等の精神保健福祉に関する計画に基づき、地域の精神保健福祉の総合的技術センターとして様々な取組を行っております。

自殺対策では、令和3年に広島県内の自殺者数が10年ぶりに増加し深刻な状況が続く中、地域自殺対策推進センター事業に取り組み、市町の地域自殺対策計画の策定・進捗管理等への支援を行うとともに、相談支援・人材育成・自死遺族支援等の充実に努めています。

依存症対策では、相談件数が増加の一途を辿る状況にあり、依存症相談拠点機関として、家族教室、当事者教育、回復プログラムを実施するとともに、県内全域で円滑に相談でき必要な支援が受けられるよう、相談員の養成研修や相談機関連携会議を開催しました。

デイケア部門においては、「居心地のよい雰囲気であること」「通所者の主体性を重視し、引き出すこと」「社会適応できる力を身に付けること」を基本方針として、青年期コースとうつ状態及び社会不安症等の方を対象とするリカバリーコースの2コースを運営するとともに、各コースへの定着等を目的として対人不安が強い方などを対象として、デイケア導入プログラムを実施しました。

また、精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証の申請件数の増加傾向が続く中、迅速で公正な対応に努めるとともに、審査委員の先生方の御協力のもと、精神科病院に入院中の方の人権に係る精神医療審査会を計画通り開催しております。

令和4年に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正され、市町の相談・援助業務の対象者の明確化と「日常生活を営む上で精神保健に課題を抱える者」の追加が行われ、当センターには、より一層の市町を支援する機能が求められております。更に、令和5年度から、一般社団法人広島県精神保健福祉協会の事務局機能を引継ぎ、精神保健福祉の普及・啓発や人材育成等を実施しているところであります。地域の精神保健福祉の総合的技術センターとして、時代の要請に応じながらその役割を十分に果たしていく所存ですので、引き続き、関係者の皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年12月

広島県立総合精神保健福祉センター
所長 増廣 典子

目 次

I 組織の概要.....	1
1 沿革.....	2
2 組織.....	3
3 施設.....	4
4 決算状況.....	6
II 業務実績.....	9
第1章 技術支援.....	11
1 保健所・市町.....	11
2 関係機関・その他.....	12
3 新型コロナウイルス感染症への対応.....	12
4 災害時の精神保健医療体制の整備.....	12
第2章 教育研修.....	13
1 教育研修.....	13
2 実習指導.....	14
第3章 普及啓発.....	15
1 広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島）.....	15
2 広島県自殺・うつ病対策情報サイト.....	15
第4章 調査研究.....	16
広島県立総合精神保健福祉センター・デイケアにおけるひきこもり 支援に関するまとめと考察.....	16

第5章 相談支援	17
1 当センターの相談指導のながれ.....	17
2 面接相談.....	17
3 電話相談.....	18
4 こころの健康づくり相談事業.....	19
第6章 組織育成	20
1 団体の概要.....	20
第7章 精神医療審査会・自立支援医療受給者証（精神通院） 及び精神障害者保健福祉手帳	21
1 精神医療審査会.....	21
2 自立支援医療受給者証（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳...	22
第8章 自殺対策事業	23
1 相談事業.....	23
2 自死遺族支援.....	23
3 自殺対策推進センター事業.....	24
第9章 思春期精神保健事業・ひきこもり対策事業	25
1 相談事業.....	25
2 家族教室.....	25
第10章 地域依存症対策事業	26
1 相談事業.....	26
2 薬物依存症対策.....	27
3 ギャンブル依存症対策.....	28
4 アルコール依存症対策.....	29
5 その他.....	29

第11章 被災者こころのケア相談支援事業.....	30
第12章 デイケア.....	31
総括.....	31
1 デイケア.....	31
2 家族教室（家族のつどい）	35
3 デイケア等導入試行プログラム（プティパ）	35

【本書で用いた略語の説明】ABC順

I C D - 10	国際疾病分類第10回改訂版
S S T (Social Skills Training)	社会生活技能訓練
D P A T (Disaster Psychiatric Assistance Team)	災害派遣精神医療チーム
P F A (Psychological First Aid)	心理的応急処置
S P R (Skills for Psychological Recovery)	サイコロジカルリカバリースキル

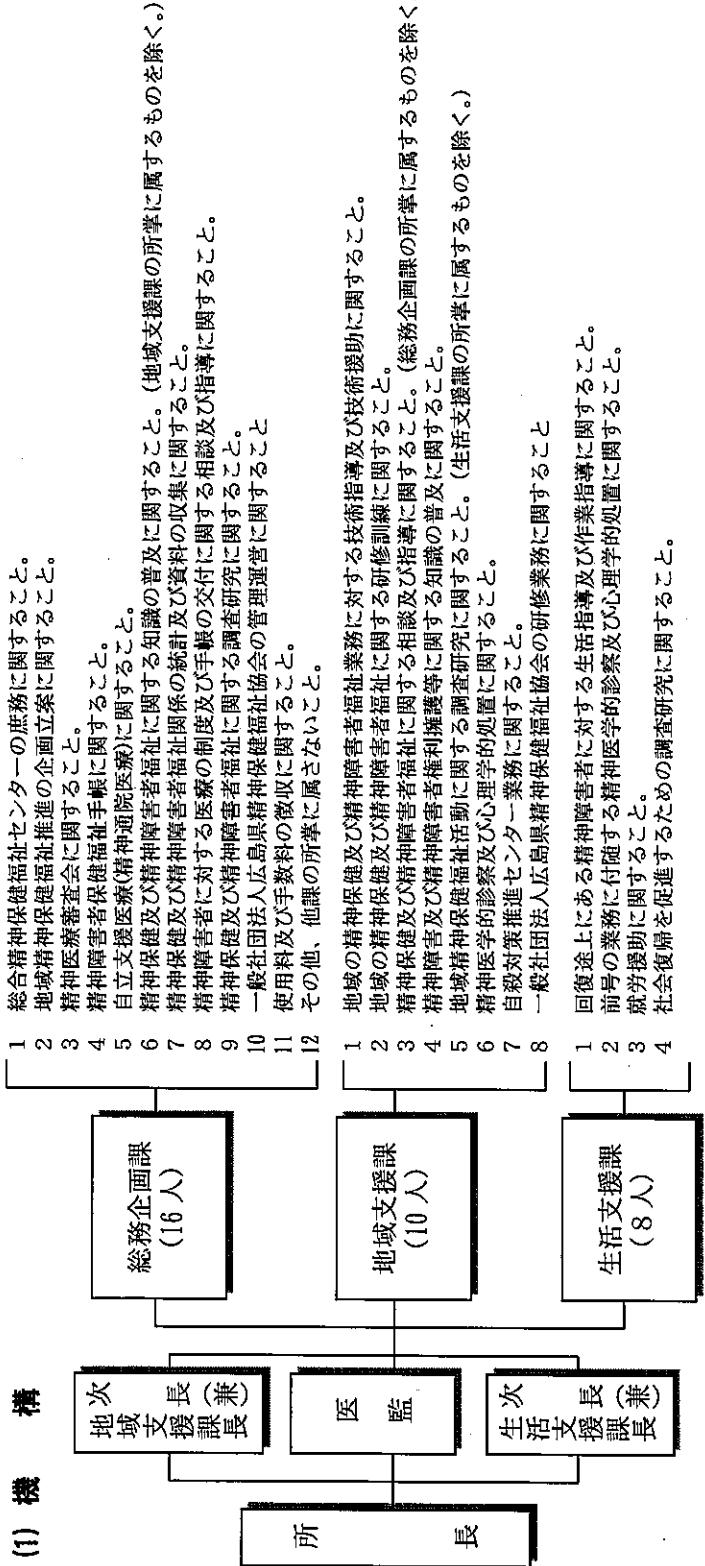
I 組織の概要

- 1 沿革
- 2 組織
- 3 施設
- 4 決算状況

1 沿革

昭和 27(1952) 年	広島県精神衛生相談所設置条例公布 広島県立尾道精神衛生相談所を尾道保健所に併設
昭和 37(1962) 年	広島市宝町に移転、広島県立精神衛生相談所と改称
昭和 39(1964) 年	広島市宇品町の県立広島病院内に移転
昭和 47(1972) 年 3 月	広島県立精神衛生センター設置及び管理条例公布 (広島県立精神衛生相談所設置条例廃止)
昭和 47(1972) 年 4 月	広島県立精神衛生センターを県立広島病院内に設置 (2 課制)
昭和 60(1985) 年 10 月	県立広島病院改築に伴い、事務室、診察室等 1 階部分を移転
昭和 62(1987) 年 3 月	広島県立総合精神衛生センター設置及び管理条例公布
昭和 62(1987) 年 8 月	広島県立総合精神衛生センターを安芸郡坂町に開設 (3 課制)
昭和 63(1988) 年 3 月	広島県立総合精神保健センターに改称
平成 7(1995) 年 7 月	広島県立総合精神保健福祉センターに改称
平成 11(1999) 年 3 月	情報研修棟を増設
平成 14(2002) 年 4 月	精神医療審査会事務、精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担事務を開始
平成 18(2006) 年 4 月	障害者自立支援法全面施行に伴い、精神通院医療費公費負担が障害者自立支援法による自立支援医療費(精神通院)に移行
平成 28(2016) 年 4 月	自殺対策推進センター事業を開始
平成 30(2018) 年 9 月	広島こころのケアチームを設置 (広島県が一般社団法人広島県精神保健福祉協会へ委託して実施)
令和 3(2021) 年 3 月	広島こころのケアチームを解散 (業務は、広島県立総合精神保健福祉センターへ引継ぎ継続実施)
令和 5(2023) 年 4 月	一般社団法人広島県精神保健福祉協会の事務局業務を開始

2 組 織



※各課の人員には、常勤的非常勤職員を含む。

(2) 職種別職員数

区分		医師	臨床心理士	保健師等	作業療法士	事務職員	デイケア	自殺対策	医師(再掲)	精神科講師	精神保健士	精神福祉(再掲)	計
職員	(常勤)	2	2	6	1	10	—	—	—	(2)	(1)	21	
非常勤 (会計簿記入)		4	(1)	(4)	—	9	5	3	8	(4)	(3)	29	
計		6	2	6	1	19	5	3	8	—	—	50	

※() 内は再掲

1 施 設

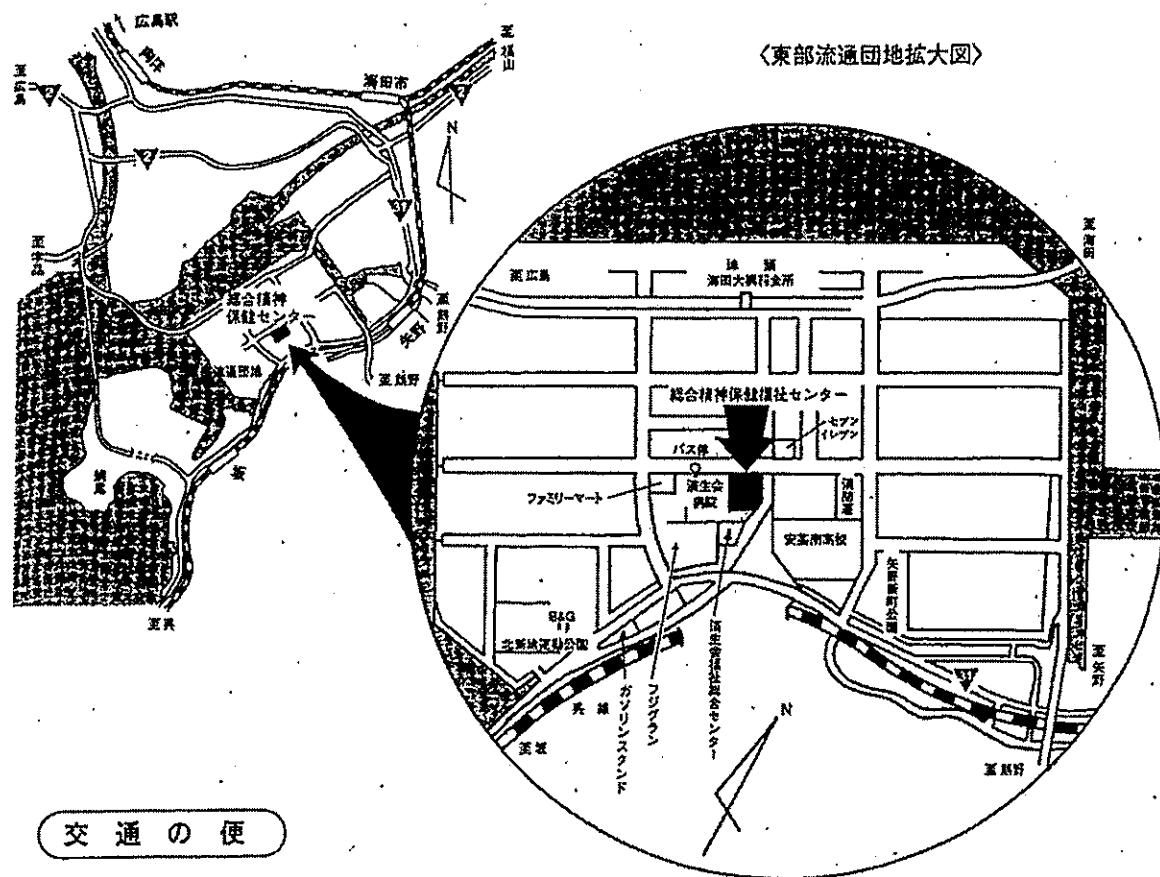
(1) 場 所 広島県安芸郡坂町北新地二丁目3番77号

(2) 敷地面積 6,600.91m²

(3) 建 物

種 別	構 造	建築面積 (単位:m ²)	床面積(単位:m ²)		
			1 階	2 階	計
管理棟	鉄筋コンクリート造 2階建	1,120.35	947.09	790.26	1,737.35
情報研修棟	鉄筋コンクリート造 2階建	291.00	274.16	275.27	549.43
渡廊下	鉄筋コンクリート造 スレート葺	28.08	57.56	—	57.56
車 庫	鉄骨造 平屋	60.32	49.92	—	49.92
計		1,499.75	1,328.73	1,065.53	2,394.26

【位置及び交通】

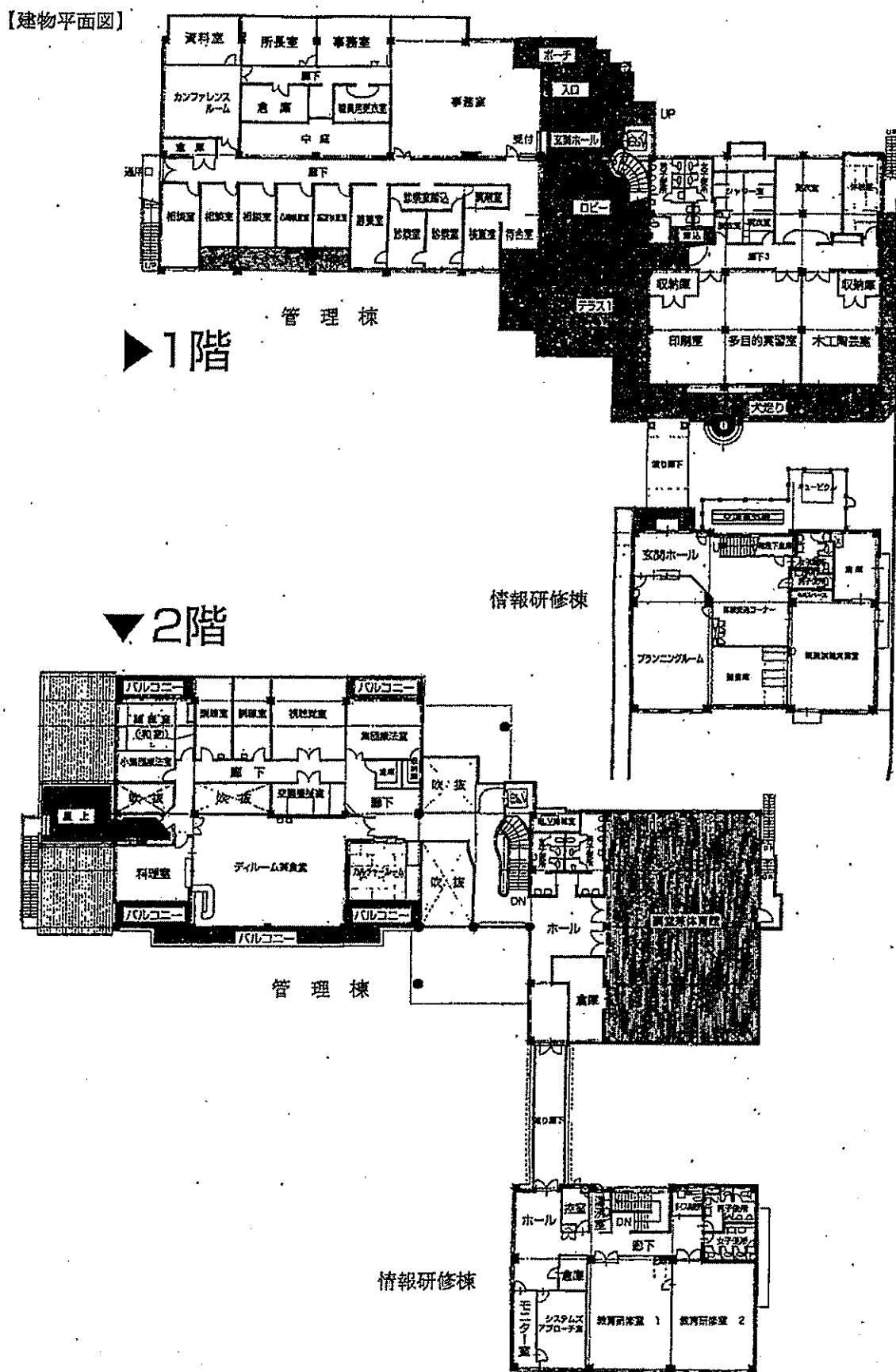


交 通 の 便

- JR呉線 矢野駅下車、徒歩20分
- 芸陽バス JR海田市駅から安芸南線「フジグラン安芸」行「清生会広島病院」バス停下車
- 坂町循環バス JR坂駅前から「清生会広島病院前」バス停下車
- デイケア用送迎バス



【建物平面図】



4 決算状況

令和5(2023)年度

(1) 岐入

単位：円

科 目 (款項目節)	決 算 領	摘 要
使 用 料 及 び 手 数 料	8,516,795	
使 用 料	8,516,795	
衛 生 使 用 料	8,516,695	
総合精神保健福祉センター使用料	8,514,695	診療収入、デイケア収入
衛 生 総 務 手 数 料	2,100	
財 産 収 入	0	
諸 収 入	50,879	
保 険 料	0	
戻 入 金 及 び 返 還 金	0	
雜 収	50,879	行政財産使用料、必要経費等
計	8,567,674	

※ 国庫補助金は未計上

令和5(2023)年度

(2) 繰 出

単位：円

科 目(款項目節)	決 算 額	摘 要
衛 生 費	35,778,387	
公 衆 衛 生 費	35,026,720	
精 神 保 健 費	34,752,425	
報 酬	1,545,000	審査会委員、判定医、診療医等
報 償 費	11,466,900	審査会報告書料、講師謝金等
旅 費	1,812,880	
需 用 費	4,712,234	光熱水費、デイケア教材等
役 務 費	2,171,345	郵送料、電話使用料等
委 託 料	11,193,730	庁舎管理業務等
使 用 料 及 び 貸 借 料	1,602,136	精神保健福祉システム等
備 品 購 入 費	0	
負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	187,600	
公 課 費	60,600	
中 高 年 保 健 対 策 費	274,295	
報 償 費	134,850	
旅 費	90,445	
需 用 費	49,000	
医 薬 費	751,667	
藥 務 費	751,667	
報 償 費	220,750	
旅 費	405,640	
需 用 費	92,357	
使 用 料 及 び 貸 借 料	6,420	
負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	26,500	
計	35,778,387	

※ 職員給与費は除く。

II 業務実績

第1章 技術支援

第2章 教育研修

第3章 普及啓発

第4章 調査研究

第5章 相談支援

第6章 組織育成

第7章 精神医療審査会

自立支援医療受給者証（精神通院）

及び精神障害者保健福祉手帳

第8章 自殺対策事業

第9章 思春期精神保健事業・ひきこもり対策事業

第10章 地域依存症対策事業

第11章 被災者こころのケア相談支援事業

第12章 デイケア

第1章 技術支援

地域における精神保健福祉活動を推進するため、精神保健福祉にかかる専門機関として保健所及び市町をはじめ関係機関に対して技術支援を実施した。

また、保健所及び市町に対する一貫した技術支援を行うため、定期的に保健所を訪問し、地域ニーズに沿った支援や企画等について情報提供や助言を行った。

(令和5年度)

対象	内 容								実施回数	延人数
保健所（管内市町）	研修会、事業・事例検討、病状審査など								46	562
司法・警察・更生保護	集団指導など								5	31
教育機関	情報交換会								0	0
その他の機関	研修会、事業検討など								16	463
計									67	1,056

1 保健所・市町

(令和5年度)

	研修会		事業検討		病状審査		集団指導		事例検討		その他		合 計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
西部保健所	2	59	1	12	2	9	0	0	2	32	0	0	7	112
西部保健所 広島支所	1	22	2	14	1	1	0	0	2	20	0	0	6	57
西部保健所 呉支所	1	19	0	0	4	12	0	0	2	20	0	0	7	51
西部東保健所	2	39	2	12	1	5	0	0	3	8	0	0	8	64
東部保健所	3	45	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	4	54
東部保健所 福山支所	1	25	2	14	1	9	0	0	0	0	0	0	4	48
北部保健所	1	61	1	8	0	0	0	0	2	36	0	0	4	105
呉市保健所	1	18	1	4	0	0	0	0	2	41	0	0	4	63
福山市保健所	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
広島市保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	1	6
合 計	12	288	11	75	9	36	0	0	13	157	1	6	46	562

※保健所の管内市町分は、保健所に含めて記載。

2 関係機関・その他

(令和5年度)

区分	依頼機関名	内容	延人数
司法・警察等	貴船原少女苑	薬物依存症回復プログラム導入・実施施設支援（3回）	5
	広島少年院	薬物依存症回復プログラム導入・実施施設支援	1
	広島保護観察所	薬物依存症回復プログラム導入・実施施設支援	25
その他二部抜粋	ウイズ広島	薬物依存症回復プログラム導入・実施施設支援	2
	兵庫県こころのケアセンター	JICA課題別研修「災害におけるこころのケア」	13
	産業保健総合支援センター	ギャンブル依存症に関する研修会	15
	広島法務省	法務局管内人権擁護事務担当職員実務研修	20
	広島弁護士会	暮らしと相談会（2回）	6
	県庁	広島県災害時公衆衛生チーム研修「災害時のこころのケアについて」	209
		令和6年能登半島地震に係る被災地支援	—

3 新型コロナウイルス感染症への対応

本県では、令和2年3月新型コロナウイルス感染症患者が初めて確認されて以降、感染拡大が継続していたが、令和5年5月8日から「5類感染症」となったことで、個人の選択を尊重し、自主的な取り組みをベースとした対応に変わった。

のことから、当センターでは令和2年10月に策定した「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を廃止し、令和5年5月8日以降は、院内感染対策マニュアルに沿った感染対策を実施している。

4 災害時の精神保健医療体制の整備

自然災害等発生時に被災地域における、精神科医療や精神保健活動を行うDPAT活動の対応のため、平時から健康危機管理課や疾病対策課と連携しながらを整備している。

今年度は、各保健所（支所）にアンケート調査を実施し、現状や必要な人材育成について把握し、効果的な今後の研修について健康危機管理課と連携しながら検討を行った。

第2章 教育研修

地域精神保健福祉業務に携わる関係機関職員の精神保健福祉に関する知識及び技術・資質等の向上を図り、円滑かつ効果的な連携を目的として研修を実施した。

また、ひきこもり等思春期問題や薬物依存症等アディクション対策、自殺対策等の課題に対応した研修を実施した。

(令和5年度)

区分	実施回数	実施日数	延人数(実人数)
教育研修	27	27	873(873)
実習指導	1	8	8(1)
計	27	34	881(874)

1 教育研修

(令和5年度)

	テーマ	講 師	月日	延人数
基礎	精神保健福祉基礎研修Ⅰ (WEB等)	当センター医師、職員	6月21日 7月4日 7月14日	293
思春期精神保健	思春期問題事例検討会 (WEB等)	当センター嘱託医 河野 恵理	4月27日 7月27日 10月26日 11月30日 1月25日 2月22日	8
	思春期の自殺、自傷行為の理解と対応について(WEB)	こうの脳神経外科クリニック 副院長 河野 恵理	8月10日	183
	地域におけるひきこもり支援について(県庁講堂)	鳥取県立精神保健福祉センター 所長 原田 豊	12月8日	130
依存症対策	アルコール健康障害相談員養成研修(WEB)	肥前精神医療センター依存症治療センター長 松口 和憲	10月25日	27
	アルコール健康障害相談員フォローアップ研修(WEB)	草津病院医師 高橋 雪輝 保健所、市町、医療機関担当	2月28日	42
	薬物依存症の回復に必要なこと(県庁講堂、WEB)	埼玉県立精神医療センター 副病院長 成瀬 暢也	12月15日	44
	動機づけ面接の基本	原宿カウンセリングセンター 社会連携主任 高橋 郁絵	9月8日	53
	若年者の大麻・市販薬依存の理解と対応(精神保健福祉協会共催)	国立精神・神経医療研究センター 一部長 松本 俊彦	8月1日	118

	テーマ	講 師	月 日	延 人 数
依存症対策	地域連携のモデル紹介 (依存症相談機関連携会議、WEB)	さいがた医療センター医師 佐久間 寛之	9月 28日	42
	ギャンブル障害の精神保健福祉相談・支援の実践研修	島根県立心と体の相談センター 小原 圭司 島根県立こころの医療センター 佐藤 寛志	11月 2日	15
自殺対策	ゲートキーパー研修のポイント、連携について	広島修道大学 内野 梢司	7月 7日	25
	自殺に傾いた人を支えるための相談の基本と対応の工夫	NPO メンタルケア協議会 西村由紀	8月 3日	24
	職場におけるこころの病気の理解と対応について(WEB)	当センター医師	8月 4日	46
	職場におけるうつ病予防対策と早期発見・早期介入支援方法	九州大学大学院 准教授 加藤 隆弘	11月 21日	58
	地域自殺対策計画策定・見直しの手引きについて 自殺対策と他制度との連携事例 (自殺対策担当者連絡調整会議・担当者研修会)	いのち支える自殺対策推進センター (JSCP) 地域連携推進部長 小牧奈津子 地域支援室長 生水 裕美	12月 19日	32
	遺された方々を支えるために社会ができること	いのち支える自殺対策推進センター (JSCP) 菅沼 舞	12月 22日	36
被災者	サイコロジカル・ファーストエイド(PFA)研修(県庁講堂) ※精神保健福祉基礎研修Ⅱとして実施	兵庫県こころのケアセンター 上席研究主幹 大澤 智子	9月 29日	(29)
リハビリ精神科	デイケア講師連絡研修	当センター職員	4月 6日	6
	令和5年度精神科リハビリテーション研修	当センター職員	5月 25日	14

2 実習指導

(令和5年度)

依頼機関	実施日数	実人数	延人数	備 考
県立広島大学 保健福祉学部	16	3	24	精神保健福祉士

※健康福祉局受入分

第3章 普及啓発

県民や保健所・市町・関係機関に対して、精神保健福祉にかかる情報提供を目的として、平成11（1999）年6月にホームページを開設した。

また、パンフレット等を作成し、相談者や関係機関へ配布している。

1 広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島）

- (1) <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/pareamoa/>
- (2) 広島県立総合精神保健福祉センター
- (3) こころの悩みを相談する（面接相談・電話相談）
- (4) 家族教室（薬物依存症、ギャンブル依存症、ひきこもり、自死遺族わかつあいのつどい）
- (5) 精神科デイケア
- (6) 自立支援医療（精神通院）・精神障害者保健福祉手帳
- (7) 精神医療審査会
- (8) こころの健康に関する情報（災害時こころのケア、自殺・うつ病対策サイト、アルコール健康障害対策サイト、こころの情報サイト、若者を支えるメンタルヘルスサイト、ストレスチェックサイト）
- (9) 支援者向け研修
- (10) 所報

2 広島県自殺・うつ病対策情報サイト

- (1) <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/suicide/>
- (2) こころの悩みについて相談したい（LINE相談、電話相談、対面相談）
- (3) こころの悩みについて相談したい（キーワードから相談先を探す）
- (4) こころの悩みについて相談したい（お住まいの地域から相談先を探す）
- (5) メンタルヘルスについて知る（こころの病気や健康づくり、自殺対策）
- (6) 保健所・市町、医療・福祉関係者の方へ（研修案内など）
- (7) 社会資源リンク集（相談窓口・医療機関、厚生労働省、厚生労働大臣指定法人 いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）、広島県（疾病対策課））
- (8) こころの健康情報リンク集（みんなのメンタルヘルス総合サイト、若者を支えるメンタルヘルスサイト、働く人のメンタルヘルスポータルサイト、ストレスチェックサイト、災害時こころのケア）

第4章 調査研究

地域における精神保健福祉活動の推進あるいは精神障害者の社会復帰促進等に寄与するため、調査研究を実施し、関係機関へ情報提供している。

広島県立総合精神保健福祉センター・デイケアにおけるひきこもり支援に関するまとめと考察

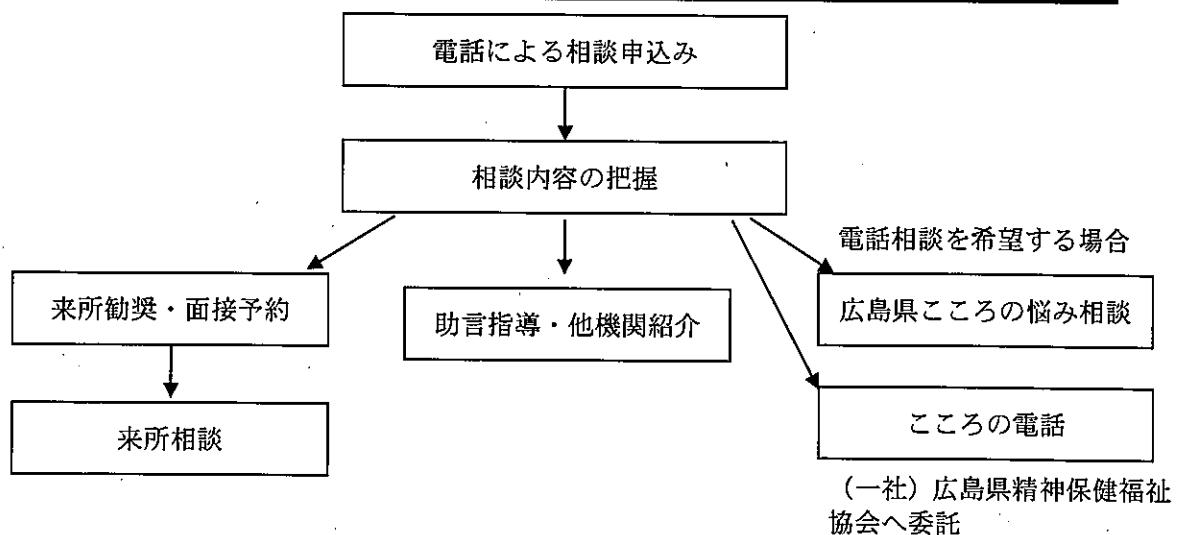
広島県立総合精神保健福祉センター

○宮本豊壽、福田祥之、上野直美、横川洋子、大西久美子、撰香織、若林美和

第5章 相談支援

精神保健及び精神障害者福祉に関する相談支援のうち、複雑又は困難な事例を中心に、面接等により個別相談に応じるとともに、必要な事例については診察や家族教室など集団指導を実施している。

1 当センターの相談指導のながれ



2 面接相談

(1) 相談件数

(令和5年度)

相談指導		(再掲) 訪問指導		(再掲) 新規	
実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	
248	2, 270	3	4	55	

(2) 新規相談の受付経路 (実件数)

(令和5年度)

計	保健所	市町村	医療機関	その他
55	2	1	17	35

(3) 相談種別

(令和5年度)

延件数	老人保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他
2, 270	6	641	16	250	181	3	10	279	0	0	884
(再掲)	ひきこもり	発達障害	自殺 関連 自死遺族		犯罪被害	災害	インターネット ネット				
	803	651	279	19	0	0	3				

(4) 相談者の年代別状況（実件数）

(令和5年度)

計(歳)	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~	不明
248	0	16	60	63	46	32	13	15	3

(5) 受診者の診断別分類（診案件数 107件/実件数 248件）

(令和5年度)

ICD-10による診断	デイ含む
症状性を含む器質性精神障害(F 00~09)	0
精神作用物質による精神および行動の障害(F 10~19)	6
統合失調症、分裂病型障害および妄想性障害(F 20~29)	7
気分(感情)障害(F 30~39)	19
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害(F 40~48)	30
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群(F 50~59)	1
成人の人格および行動の障害(F 60~69)	5
精神遅滞(F 70~79)	1
心理的発達の障害(F 80~89)	37
小児期・青年期に通常発症する行動・情緒の障害・特定不能の精神障害(F 90~99)	1
その他、診断保留	0
計	107

3 電話相談

主に専用ダイヤル広島県こころの悩み相談(080-1577-4774、開設日時：月・火・木・金曜日(祝日・年末年始を除く)の9時～12時・13時～16時)で、精神保健に関する相談を実施している。

(1) 相談種別

(令和5年度)

延件数	老人保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他
2,730	23	710	44	68	116	8	60	187	4	2	1,508
(再掲)	ひきこもり	発達障害	自殺関連	自死遺族	犯罪被害	災害	インターネット				
	196	266	284		9	10	1				

(2) 具体的相談内容

(令和5年度)

内 容	延件数	内 容	延件数
児童の発達・発育上の問題	9	ギャンブル	108
不登校	12	性についての悩み	6
家庭内暴力	6	認知症等に関するこ	2

非行・反社会的問題	1	高次脳機能障害に関すること	5
ひきこもりについて	54	発達障害に関すること	19
児童虐待	1	精神障害の心配	42
配偶者暴力	4	てんかん	2
その他の家庭内の問題	116	精神障害の治療に関すること	30
近隣とのトラブルについて	13	社会復帰に関すること	192
心気症及び心気症的な悩み	7	デイケアに関すること	536
うつに関すること	103	精神障害者への関わり方	7
自殺に関すること	94	職場についての悩み	75
対人関係についての悩み	76	経済・福祉・法律に関すること	33
摂食行動に関すること	6	犯罪被害に関すること	3
飲酒に関する問題	41	災害	0
薬物依存	58	その他（退院・処遇に関すること、ほか）	1,045
その他の依存	24	計	2,730
【再掲】新型コロナウィルス関連 合計			0

4 こころの健康づくり相談事業

平成3（1991）年4月から、「こころの電話相談」として、こころの健康づくりに関する相談を、（一社）広島県精神保健福祉協会に委託実施している。専用ダイヤル 080-8230-6037

（1）開設日時

水・土曜日（休・祝日を除く）の9時～16時30分（12時～13時を除く）

（2）相談内容

（令和5年度）

内 容	延件数	内 容	延件数
児童の発達・発育上の問題	5	ギャンブル	0
不登校	2	性についての悩み	3
家庭内暴力	1	認知症等に関すること	5
非行・反社会的問題	0	高次脳機能障害に関すること	0
ひきこもりについて	7	発達障害に関すること	5
児童虐待	0	精神障害の心配・診断	10
配偶者暴力	1	てんかん	0
その他（家庭内の問題）	131	精神障害の治療に関すること	52
近隣とのトラブルについて	15	社会復帰に関すること	123
心気症及び心気症的な悩み	150	デイケアに関すること	1
うつに関すること	65	精神障害者への関わり方	8
自殺に関すること	16	職場についての悩み	36
対人関係についての悩み	141	経済・福祉・法律に関すること	25
摂食行動に関すること	0	犯罪被害に関すること	1
飲酒に関する問題	2	災害	0
薬物依存	0	その他	225
その他の依存	7	計	1,037

第6章 組織育成

当センターでは、精神保健福祉の正しい理解と知識の普及・啓発を図るとともに、関係者の資質向上や地域活動促進のため、広島県精神保健福祉協会の活動に対して、支援協力を実行している。

1 団体の概要

(社) 広島県精神保健福祉協会

(社) 広島県精神保健福祉協会は昭和 44 (1969) 年 10 月に、県民の精神的健康の保持及び向上並びに精神障害者の福祉をはかることを目的として、事業所や医療機関を中心に設立され、精神保健に関する知識の普及等の諸活動を行っている。

令和 5 (2023) 年 4 月に、事務局を県内の病院から当センターに移転し、当センターは、協会の事務運営に関して事務局として支援を行っている。

令和 6 (2024) 年 3 月末現在の会員の状況 454 人

【研修】

事業名	内容	日時	参加者数
普及啓発研修事業 地域精神保健研修会	認知行動療法のエッセンス ～支援者のセルフケアも含めて～ 広島大学病院精神科 神人 欄先生	6月27日	175人
普及啓発研修事業 地域社会交流促進研修会	精神障害をもつ人のリカバリー ～リカバリーにむけて我々ができること～ 草津病院 副院長 藤田 康孝先生	11月30日	70人
広島県児童思春期精神保健事例検討ワークショップ事業	発達や愛着の問題を抱える子どもの理解と支援 ～アセスメントと具体的支援のポイント～ 和歌山大学教授 米澤 好史先生 事例検討 グループワーク	2月10日	全プログラム参加 32人 公開レクチャーのみ 22人

第7章 精神医療審査会・自立支援医療受給者証 (精神通院) 及び精神障害者保健福祉手帳

1 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する観点から設けられたものである。

精神医療審査会の業務としては、①精神科病院の管理者から医療保護入院の届出、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告の審査、並びに②精神科病院に入院中の者又はその家族等から退院請求または処遇改善請求に係る審査を行っている。

区分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数		24	24	24	24	24
退院請求	審査件数	15	26	23	23	11
	現入院形態適当	15	25	22	22	8
	他入院形態適当	0	1	1	1	2
	入院継続不要	0	0	0	0	0
処遇改善	審査件数	2	0	7	4	4
	現処遇適当	2	0	6	3	4
	現処遇不適当	0	0	1	1	0
	医療保護入院者入院届	2,352	2,412	2,340	2,198	2,337
定期病状報告等	現入院形態適当	2,352	2,412	2,340	2,198	2,337
	他入院形態適當	0	0	0	0	0
	入院継続不要	0	0	0	0	0
	医療保護入院者定期病状報告書	1,564	1,739	1,660	1,628	1,660
	現入院形態適当	1,564	1,739	1,660	1,628	1,660
	他入院形態適當	0	0	0	0	0
	入院継続不要	0	0	0	0	0
	措置入院者定期病状報告書	56	67	73	90	75
	現入院形態適当	56	67	73	90	75
	他入院形態適當	0	0	0	0	0
	入院継続不要	0	0	0	0	0
	計	3,972	4,218	4,073	3,916	4,072

2 自立支援医療受給者証（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳

在宅精神障害者の治療の確保を容易にするための通院医療費公費負担制度は、平成18(2006)年4月から障害者自立支援法に基づく自立支援医療費(精神通院)制度として再編成された。(平成25(2013)年4月からは障害者総合支援法に改称)

一方、精神障害者保健福祉手帳の制度は、一定の精神障害の状態にあることを認定して手帳を交付することにより、交付を受けた人が、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

自立支援医療費(精神通院)の承認件数は、新型コロナの影響で減少した令和2年度を除いて増加傾向にあり、令和5年度は対前年度比で2.5%増加した。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数(広島市を含まない)も毎年増加しており、令和5年度の対前年度増加率は3.7%であった。

(1) 自立支援医療(精神通院)承認状況

※ 広島市分を含まない。

区分	申請件数	承認件数	不承認件数
令和元(2019)年度	28,069	28,062	7
令和2(2020)年度	23,646	23,642	4
令和3(2021)年度	29,918	29,914	4
令和4(2022)年度	31,915	31,915	0
令和5(2023)年度	32,710	32,708	2

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数(各年度末現在)

(単位:人)

区分	1級	2級	3級	計
令和元年度 (2019)	広島県	1,005	11,249	5,689
	広島市	1,374	11,087	4,423
	計	2,379	22,336	10,112
令和2年度 (2020)	広島県	933	11,382	5,963
	広島市	1,373	11,573	4,620
	計	2,306	22,955	10,583
令和3年度 (2021)	広島県	929	11,933	6,568
	広島市	1,361	12,205	4,880
	計	2,290	24,138	11,448
令和4年度 (2022)	広島県	857	12,360	7,138
	広島市	1,364	12,735	5,255
	計	2,221	25,095	12,393
令和5年度 (2023)	広島県	790	12,492	7,826
	広島市	1,347	13,304	5,590
	計	2,137	25,796	13,416

第8章 自殺対策事業

平成18（2006）年10月の自殺対策基本法の施行後、本県では「こころの健康づくり推進事業」の一環として自殺予防対策への取組みを開始し、「広島県自殺対策推進計画」（平成22（2010）年度～平成27（2015）年度）の終了後、第2次計画（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）を策定した。自殺死亡率・自殺者数の減少の目標達成により、令和元（2019）年度に「第2次計画（見直し版）」を策定し、令和2（2020）年には県内の自殺者数は第1次計画策定以降最も少ない401人まで減少した。しかしながら、令和3（2021）年は、新型コロナウイルス感染症の影響で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、4年ぶりに前年を大きく上回る深刻な状況となった。こうした状況を踏まえ、令和4（2022）年度に「第3次計画」を策定して取組んでいる。

当センターでは、平成18年から相談事業や支援者的人材育成等を実施している。また、自死遺族支援として“わかちあいのつどい”や県内で活動をしている団体の相互連携を深めるため連絡会を開催している。

そのほか「地域自殺対策推進センター」として、健康福祉局疾病対策課と連携して事業を実施している。

なお、技術支援、教育研修については、第1～2章を参照。

1 相談事業

（令和5年度）

	自殺関連		(再掲) 自死遺族	
	面接相談	電話相談	面接相談	電話相談
延べ件数（実数）	279（72）	284	19（13）	9

※電話相談件数は、衛生行政報告数による。

2 自死遺族支援

広島わかちあいのつどい「忘れな草」

令和5年度は、会場の都合により4月を中止し、年5回の開催となった。

目的　　自死により大切な人を亡くした人が、安心してその思いを語り合える
場の提供

日 時　　原則、偶数月第4金曜日 13：30～15：30

会 場　　東広島市市民文化センター

参加者　　延べ19人（実13人）

3 自殺対策推進センター事業

平成 24 (2012) 年度から「自殺対策情報センター」として、地域の自殺対策活動支援や、統計データの提供、広島県 HP 内の「自殺・うつ病対策情報サイト」による情報の発信、普及啓発活動の充実を図った。

平成 28 (2016) 年度からは「地域自殺対策推進センター」として、健康福祉局疾病対策課と連携して次のとおり事業を実施している。

(令和 5 年度)

区分	活動内容
情報収集	国の自殺対策データの収集・提供、ホームページ等による啓発
相談支援	関係機関と連携した相談、助言、指導等の支援
自殺対策計画支援	本庁主管課と連携した、市町の自殺対策計画策定等の支援
連絡調整	連絡調整会議の実施、自殺対策協議会への出席・助言
市町及び民間団体への支援	市町及び地域の民間団体が行う自殺対策事業の相談支援、技術的助言
人材育成研修	地域における関係機関の職員を対象とした研修
市町等における自殺未遂者及び自死遺族等支援に対する助言等	関連支援情報の収集、提供 市町等の対応困難事例について、専門家等と連携した指導又は助言等

(1) 自死遺族支援団体連絡会

県内で、自死遺族の分かち合いのつどいを開催している行政機関や民間団体が、相互に連携をしていける関係づくりを目指し、平成 25 (2013) 年度から「広島県自死遺族支援団体連絡会」を開催している。

<自死遺族支援団体連絡会>

対象 県内で自死遺族の分かち合いのつどいを開催している 9 団体

開催 年 1 回

(2) 困難事例検討

市町の事例を中心に、自殺のハイリスク者への対応について、専門医等を交えた事例検討会による助言、指導を行っている。

開催回数 7 回

第9章 思春期精神保健事業・ひきこもり対策事業

思春期は心身の急激な成長過程にあり、社会の多様化と相まって、精神保健上の課題をもつ場合が多く、当センターでは、相談事業や支援者的人材育成等を実施している。

また、対人関係の問題から、就学や就労など社会的活動を行わない、いわゆる「ひきこもり」の増加は、近年深刻な社会問題となっていることから、家族教室や保健所への技術支援等に取り組んでいる。

なお、技術指導・技術援助、教育研修については、第1～2章を参照。

1 相談事業

(令和5年度)

	思春期相談*		ひきこもり相談*	
	面接相談	電話相談	面接相談	電話相談
延べ件数（実数）	10(8)	60	803(51)	196

*思春期相談は、10代が対象。ひきこもり相談は、思春期相談との重複あり。

*電話相談件数は、衛生行政報告数による。

2 家族教室

(1) ひきこもり家族支援グループ（あしたの会）

当センターでひきこもりに関する家族面接を継続している人を対象として、心理教育的なプログラムを提供するとともに、他の家族との交流により社会的孤立を防ぎ、家族機能を高めることを目的として開催した。

(令和5年度)

回数	延べ人数（実数）	備 考
月1回 (全9回)	123(22)	フリーディスカッション、家族講座（(2) 参照） など

(2) 家族講座（あしたの会）※再掲

ひきこもり家族支援グループ（あしたの会）全9回のうち3回を、家族がひきこもりに関する基礎知識や家族内のコミュニケーションについて理解を深めるための家族講座として開催した。

(令和5年度)

回数	延べ人数（実数）	回	内容
全3回	51 (22)	第1回	講義：「ひきこもりと精神障害について」 講師：当センター 角 芙美 医師
		第2回	【公開講座】 講義：「不登校・ひきこもりを考える ～理解と支援、当事者の視点から～」 講師：一般財団法人 hito.toco 宮武 将大 氏
		第3回	講義：「ひきこもり支援～回復にむけて～」 講師：NPO 法人 FOOT&WORK 相談支援員 富士本 祐子 氏

第10章 地域依存症対策事業

薬物依存・薬物乱用については、平成11年度から薬物相談を開始し、家族教室や家族講座や支援者的人材育成等を実施している。平成22年度からは、薬物再乱用防止を目的に当事者教育を継続実施し、平成25年度からは、回復プログラムの導入支援等を実施している。

ギャンブル依存については、令和2年度から家族教室や家族講座を実施している。また、令和5年度からは回復支援のため当事者へのSAT-G集団プログラムを実施している。

また、アディクション等についても相談事業や支援者的人材育成等を実施している。

回復支援の人材研修として、令和2年度からアルコール健康障害相談員養成研修、令和5年度からは、ギャンブル依存への回復プログラム（SAT-G）を使用するための研修を実施している。

技術指導・技術援助、教育研修については、第1～2章を参照。

1 相談事業

(1) 相談件数

(令和5年度)

医 师 (相談・診療)	薬物相談		アルコール相談		ギャンブル相談	
	面接相談	電話相談	面接相談	電話相談	面接相談	電話相談
延べ件数	73	194	68	9	44	171

※電話相談件数は、衛生行政報告数による。

(2) 薬物相談

(令和5年度)

会 場		開 催
当センター	専門医	毎月第1木曜日 15:00~17:00
	相談員	随時
東部会場（県福山庁舎）		毎月第3金曜日

2 薬物依存症対策

(1) 家族教室

家族を対象とした心理教育プログラムを活用して、病気の理解や本人への対応方法等を学ぶ。また、利用可能な社会資源等の情報を得るとともに、家族自身が安心して話せる場・同じ問題をもつ仲間との交流の場の確保を目的として実施している。

また、東部会場では、当事者家族の視点から家族の相談に応じることで相談支援体制の充実を図ることを目的とし、平成25年度から家族支援員を設置している。令和5年度は、延7人が参加した。

【家族教室】

(令和5年度)

会 場	開 催	参加者
当センター	毎月第3木曜日（年12回）	延 66人（実14人）
東部会場（県福山庁舎）	毎月第3金曜日（年12回）	延 65人（実11人）

【家族講座】

(令和5年度)

テーマ	講 師	月 日	延人数
若年者の大麻・市販薬依存の理解と対応（西部）	国立精神・神経医療研究センター 松本 俊彦先生	8月1日（火） 14:00~16:00	5
家族の関わり方について（西部）	ギャンブル依存症ファミリーセンター 町田先生	9月21日（木） 10:00~12:00	7
薬物依存症の理解と対応（西部・東部）	埼玉県立精神医療センター 成瀬 暢也先生	12月15日（金） 10:00~12:00	12
体験発表（西部）	広島ダルク施設長・スタッフ	2月15日（木） 10:00~12:00	11
回復支援助言・体験発表等（東部）	広島ダルク施設長	6月16日（金） 10:00~12:00	8
		10月20日（金） 10:00~12:00	9
		2月16日（金） 10:00~12:00	7

※ 8月1日、12月15日は支援者研修と同時開催。

(2) 当事者教育

薬物依存症の当事者を対象に、当センターの薬物依存症認知行動療法プログラム“HIMARPP（ひま～ぷ）”を活用した回復支援を継続実施している。

(令和5年度)

会 場	開 催	参加者
当センター	随時	延 16人（実2人）
少年更生施設	全4回	延 6人（実4人）

(3) 回復プログラムの導入支援

薬物依存症回復プログラムを実施するに当たり、支援を希望する関係機関に対して導入支援を実施している。令和5年度は、更正施設4件、保護観察所2件、更生保護施設1件に対し実施した。

(4) 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所調査研究事業協力

保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究の協力（平成30年度から）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
初回面接人員	48人	42人	41人	13人	4人	0人

3 ギャンブル依存症対策

(1) 家族教室

家族を対象としたCRAFT等を活用して、本人への対応方法等を学ぶ。また、利用可能な社会資源等の情報を得るとともに、家族自身が安心して話せる場・同じ問題をもつ仲間との交流の場の確保を目的として実施している。また、令和5年度から家族講座を開催している。

【家族教室】

(令和5年度)

会 場	開 催	参加者
当センター	毎月第3木曜日（年11回）	延 49人（実30人）

※ NPO法人全国ギャンブル依存症家族の会等からの参加あり。

【家族講座】

(令和5年度)

テー マ	講 師	月 日	延 人 数
体験発表	NPO法人全国ギャンブル依存症家族の会スタッフ	10月16日（火） 10：00～12：00	8

(2) 当事者教育

ギャンブル依存症の当事者を対象に、SAT-G（島根県ギャンブル障害回復トレーニングプログラム）等を活用した個別相談、令和5年11月から集団指導を実施している。

(令和5年度)

会 場/方 法		開 催	参加者
当センター	集団	全6回	延 8人(実4人)
	個別	随時	延 41人(実12人)
東部会場(県福山庁舎)	個別	第3金曜日	延 17人(実4人)

4 アルコール依存症対策

広島県アルコール健康障害対策推進計画(H29年3月策定)に基づき、早期に相談、適切な治療及び回復支援を受けることができるようするため、「アルコール健康障害相談員」養成研修を実施した。また、「アルコール健康障害相談員」等を対象としたフォローアップ研修を開催した。

研修修了者(再掲)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アルコール健康障害相談員 養成研修	24人	20人	24人	27人
アルコール健康障害相談員等 フォローアップ研修	-	23人	38人	42人

5 その他

(1) 組織育成

関係機関との連携として、自助グループ等が実施する会議等へ参加し、活動を支援した。

(2) 連携会議

依存症の本人やその家族などが円滑に相談でき、必要な支援を受けられるよう、包括的な連携体制を構築するため、令和4年度から「広島県依存症相談機関連携会議」を開催している。

構成員 依存症治療拠点機関、依存症専門医療機関、回復支援施設、自助グループ、市町、保健所等

開 催 年1回

第11章 被災者こころのケア相談支援事業

「平成30年7月豪雨災害（西日本豪雨災害）」では、県内の各地で甚大な被害を受けた。河川の氾濫や越水による浸水被害も多く、特に土石流や急傾斜地崩壊などの土砂災害での被害が多く発生した。これらの浸水害や土砂災害により約16,000棟におよぶ家屋被害があった。また、151名（うち関連死42名）もの尊い命が失われ、未だ5名が行方不明のままである。発災から2年目には、1市1町に災害公営住宅が建設された。

平成30年9月に開設した「広島こころのケアチーム」は、より専門的なこころの支援を行うチームとして、被災市町及び中長期的な被災者の見守りや個別支援、コミュニティづくりのために13市町に設置された「地域支え合いセンター」とともに、関係機関と連携しながら、被災者及び支援者の支援を実施してきた。

令和3年3月31日に「広島こころのケアチーム」としての活動を終了し、活動の一部は当センターの事業へ移行し、被災市町等への継続的な支援を実施した。

令和5年度においては、平時からの体制構築に向けて、市町に対し被災者支援や人材育成に関するアンケート調査やヒアリングを行い、県全体の支援者に対する技術向上に向けた研修を実施している。

第12章 デイケア

【総括】

当センターの精神科デイケアは、社会保険診療精神科デイケア施設基準に基づく施設である。回復途上にある精神障害者等の社会復帰を促進するため、「青年期コース」とうつ及び社会不安症等を対象とする「リカバリーコース」の2コースを運営している。

両コースとも、「居心地のよい雰囲気であること」「通所者の主体性を重視し、引き出すこと」「社会適応できる力を身に付けること」を基本方針として実施している。

また、デイケアを補完する事業として、家族教室を開催し家族支援を行っている。

さらに、令和2(2020)年度から少人数のデイケア導入プログラム(プティバ)を実施し、対人不安が強い方などを対象に、活動や学習などの体験を通じて自己表現や対人交流のスキルアップを目的とした。令和4年(2022)度には、より利用者のペースや利用目標に合わせて、柔軟な支援が行えるよう、利用期間の見直し等の改変を行った。

新型コロナウイルス感染症への対応について、令和5年5月8日以降は、当センター院内感染対策マニュアルに沿った感染防止対策を実施し運営を行っている。

1 デイケア

(1) 内容

ア 実施デイケアと定員及び対象

デイケア名／利用期間	定員	対象	
青年期コース (最長3年)	35人	概ね 15～30歳	精神疾患等により、社会生活に課題を有し、集団生活を通じて社会的な体験を積みたい方
リカバリーコース (最長2年)	15人	概ね 25～55歳	うつ状態や社会不安症などで、復職準備や自立的生活等を目指している方

※ 令和元年度まで実施していたリカバリーコース復職プログラムは、他就労支援機関の充実などにより就労準備セミナー(短期セミナー)に移行した。

イ 通所期間

- ・青年期コース 原則最長3年(6期)
- ・リカバリーコース 最長2年(4期)
- ・6か月を1期とし、センター所長が必要と認めた時は更新できる。

ウ 実施日及び時間

- ・青年期コース 月・(火・水)・木・金曜日(週3日)
 - ・リカバリーコース 月・(火・水)・木・金曜日(週3日)
- ※ 火・水曜日の午後は不定期で、集団認知行動療法などを実施。
- ・各コース 9時00分～16時00分

エ プログラムの構成

プログラムの種別	内 容
グループプログラム	①活動内容を話し合いで決定。利用者が企画委員となり活動を進行。 グループ全体活動
	②外部講師がサポートするグループ全体活動
	③主にスタッフが進行するグループ全体活動（セミナー、スポーツ系プログラム等）
選択プログラム	2つのプログラムから選択、参加する外部講師がサポートするプログラム
行事プログラム	バスハイク、クリスマス会など

オ 週間プログラム

○選択プログラム ※講師プログラム () 内の数字は第()週

時間	月曜日		火・水曜日	木曜日		金曜日	
9:00	朝 ミ 一 テ イ ン グ ・ 朝 活						
10:00	青年期 コース グループ 活動	リカバリー コース グループ 活動		青年期 コース (1, 3) 料理話合 い又は料理※ (2) スポーツ系 (青年期・リカ バリー合同) (4, 5) グループ 活動	リカバリー コース (1, 3) 料理又は 料理話合い※ (2) スポーツ系 (青年期・リカ バリー合同) (4, 5) グループ 活動	青年期・リカバリー コース ○ナチュレ（園芸など）※ ○アート※	
12:00	昼 食						
13:00	昼 活・面 接		短期セミ ナー(不定 期)	昼 活・面 接			
13:30	青年期・リカバリー コース ○音 楽※ ○書 道※			青年期 コース ○作 業※ ○健康教室※	リカバリー コース 健康教室※	青年期 コース グループ 活動 (4) セミナー	
15:30	片付け・掃除			片付け・掃除			
15:40	タミーティング			タミーティング			

(2) 利用者の状況

ア 利用者数

区分	内 容	
登録実利用者数	28人	
(男)	(女)	(17人) (11人)
実施日数 (a)		136日
延べ利用者数 (b)		914人
1日平均利用者数 (b/a)		6.7人
令和5(2023)年度末現在登録者数		16人

イ 各グループ参加状況

グループ名	実施日数(日)	延べ人数(人)	1日平均(人)
青年期コース	136	698	5.1
リカバリーコース	136	216	1.6
計	—	914	—

ウ 年齢別（登録時または年度初め更新時の年齢）

単位：人

	青年期	リカバリー	計
19歳以下	3	1	4
20～29歳	12	2	14
30～39歳	2	4	6
40～49歳	0	1	1
50歳以上	0	3	3
計	17	11	28

エ 診断名（主たる診断名）別利用者数

単位：人、%

診断名	青年期	リカバリー	計（割合）
統合失調症	3	—	3 (10.7)
うつ病、うつ状態	3	4	7 (25.0)
躁うつ病	0	3	3 (10.7)
社会不安障害	0	1	1 (3.6)
強迫性障害	2	0	2 (7.1)
その他の不安障害	1	0	1 (3.6)
自閉スペクトラム症	6	0	6 (21.4)
パーソナリティ障害	0	0	0 (0.0)
その他	2	3	5 (17.9)
計	17	11	28 (100.0)

オ デイケア相談件数

単位：人

相談	見学	体験利用	新規登録
33	21	12	11

カ 関係機関との連携

単位：人

来所相談実人数	来所相談延件数	電話相談延件数
0	0	54

(3) 退所者の状況

ア 転帰

単位：人

区分	青年期	リカバリー	総数
就労（含A型事業所）・復職	0	2	2
大学・専門学校・職業能力開発校等へ入学又は復学	0	0	0
就労移行支援事業所等	1	1	2
B型事業所・他デイケア等通所	4	0	4
家庭に適応	1	0	1
中断（病状悪化、意欲低下等）	0	0	0
総 数	6	3	9

イ フォロー等援助活動

単位：人

	来所相談延件数	電話相談延件数
退所者	41	40
退所者家族	14	16

(4) プログラム実施状況

ア 青年期コース

利用者は、概して社会経験が少なく、集団活動や対人交流に苦手意識を持つ人が多い。このため、同世代との交流を求める若者を広く受け入れて、それらの課題を抱える若者に対し治療的環境を提供し、社会生活への適応能力を学習・訓練できるように支援している。

プログラム	延べ回数(回)	延べ人数(人)	1回平均(人)
グループ活動	82	271	3.3
音 楽 ※	41	80	2.0
書 道 ※	42	102	2.4
料理話合い及び料理	24	61	2.5
スポーツ系プログラム ※	11	25	2.3
作 業	45	184	4.1
健康教室(ヨーガ) ※	26	12	0.5
ナチュレ(園芸) ※	46	21	0.5
アート ※	46	132	2.9
陶芸	8	28	3.5
セミナー	11	34	3.1
短期セミナー ※	1	5	5.0
バスハイク ※	1	3	3.0
クリスマス会 ※	1	10	10.0

※はリカバリーコースと合同。

令和5年度短期セミナーは、下期にあきまつりを実施。

イ リカバリーコース

平成20(2008)年度から、うつ病の病状回復と社会復帰支援を目的に「うつ病デイケア」を行ってきた。平成29(2017)年度より「リカバリーコース」と改定し、引きこもり者の社会適応の向上、再就職や復職等、より広く個別の課題に対応した支援を行っている。

プログラム	延べ回数(回)	延べ人数(人)	1回平均(人)
グループ活動	54	59	1.1
音 楽 ※	41	12	0.3
書 道 ※	42	27	0.6
料理話合い及び料理	9	10	1.1
スポーツ系プログラム ※	11	5	0.5
作 業	5	10	2.0
健康教室(ヨーガ)※	26	27	1.0
ナチュレ(園芸)※	46	75	1.6
アート ※	46	5	0.1
陶 芸	10	9	0.9
セミナー	8	11	1.4
短期セミナー ※	—	—	—
バスハイク ※	—	—	—
クリスマス会 ※	1	2	2.0

内容は、未だ活動性が低い段階の通所者がプログラムを楽しんだり、これまでの生活を見直したりしながら、生活リズムを整え、活動性を上げていくプログラムとなっている。

※は青年期コースと合同。

2 家族教室(家族のつどい)

(1) 青年期コース

- ア 目 的 ①家族に対し、病気等（ひきこもり、社会的不適応、精神障害等）に関する正しい知識や、情報の提供を行う。
②家族としての適切な対処技能の向上を図る。
③家族同士の相互の支え合い、仲間づくりを促進する。

イ 対象者 青年期コース通所者の家族

ウ 実施日時 5月～3月隔月（奇数月）第2水曜日 13時30分～15時00分

エ プログラム内容

近況報告、デイケアの説明や活動の報告、医師を交えて意見・情報交換、施設見学等

オ 参加人数

延べ回数（回）	実人数（人）	延べ人数（人）
6	10	20

(2) リカバリーコース

- ア 目 的 ①家族が、病気等（ひきこもり、社会的不適応、精神障害等）に関する正しい知識を習得する。
②家族として、対処技能の向上を図る。
③家族同士の相互の支え合いを促進する。

イ 対象者 リカバリーコース通所者の家族

ウ 実施日時 5月～3月隔月（奇数月）第2水曜日 13時30分～15時00分

エ プログラム内容

近況報告、デイケアの説明や活動の報告、医師を交えて意見・情報交換、茶話会等

オ 参加人数

延べ回数（回）	実人数（人）	延べ人数（人）
4	3	4

3 デイケア等導入試行プログラム(プティパ)

ア 目 的 対人関係上の不安や難しさを抱える人が、少人数グループでの活動や学習の体験を通じて、自己表現や対人交流の練習を重ねながら自己肯定感を育み、当センターのデイケア又は、各地域への必要な社会資源への導入及び、安定的な定着を図る。

イ 対象者 次に該当する人とし、対象者は処遇会議において決定する。

ア 社交不安障害やコミュニケーション困難により、当センターで相談を受けている人

イ 当センター精神科医師が主治医であり、同主治医が有効と判断した人

ウ 当センターの各デイケアコースの対象者に該当する人又は既に利用中の人

ウ 実施日及び時間 原則 每月第1・3水曜日 13:30~14:30

※ 6カ月を1クールとし、必要に応じて更新利用する。(再利用は可能)

エ 実施内容 グループ活動、心理教育

オ 参加人数

延べ回数(回)	実入数(人)	延べ人数(人)
13	5	22